

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 Tel.089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2024年7月10日 VOL. 38

提訴から10年！松山地裁結審 判決は来年2月28日予定

2014年に42名の原告により松山地裁に提訴された「愛媛・人間らしく生きたい裁判」は、今年10年目となります。

6月12日の第31回期日、続いて7月3日の期日が結審となり、来年2月28日判決が出されることになりました。

6月12日公判 金谷さんの陳述に聞き入る

6月12日の第31回公判に先立ち、裁判所前で10名余の支援者でスタンディングアピールをしました。裁判では原告、介助者、支援者、学生さん等総勢30名を超える人で傍聴席はいっぱいになりました。

この中で原告の金谷さんは「実生活にそぐわない計算方法で下げられた保護費のために私達の生活はボロボロ」「命を脅かすことさえも『裁量』の範囲なのではないでしょうか」「誰でも何らかのきっかけで生活保護は必要になります。他人事ではありません」と力強く訴えました。傍聴席は静まり聞き入りました。

逆に被告側からは、1時間程の理解し難いプレゼンテーションがありました。従来の論理からすり替えるような主張がされました。

裁判終了後の報告会にも、たくさんの方が参加してください、この日の裁判内容の解説、原告からのコメント、参加者の感想など盛りあがりました。

7月3日結審—マスコミが詰めかけ

7月3日には第32回目の期日がありました。この日が結審となることとなり、原告・弁護団・支援者らが、横断幕を掲げ裁判所に入場して多くのマスコミ取材があり、注目を集めました。

た(別紙「愛媛」記事)。原告・弁護団・支援者等等35名ほどが参加しました。

裁判では菅弁護団長からは、名古屋高裁判決のごとく、「デフレ調整」と「ゆがみ調整」に基づき保護費見直しをするのであれば、老齢加算最高裁判決が示した統計等の客観的な数値と合理的関連性や専門家の審査が不可欠だとして、2013年の引き下げの不当性を批判しました。

被告・市(国)側は、従来主張していた老齢加算最高裁判決による裁量の範囲内での見直しであったという主張をすり替えて、朝日訴訟最高裁判決を根拠に、大臣の裁量権をどこまでも認めるべきとの主張がされました。

最後に、裁判長から「判決は来年2月28日」と言い渡され閉廷となりました。

その後、会場を近くの伊予鉄会館に移して記者会見・報告集会を開催しました。約30名が参加しました。



支援する会第13回総会ご案内 7.20 鈴木静会長講演

この裁判を支援する「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の定期総会を下記のとおり開催します。

多くの参加団体・個人の皆様のご参加をお願いいたします。

- ・日時 7月20日(土) 13:30~15:30
- ・場所 県民文化会館 別館13会議室
- ・内容

- 講演 鈴木静先生(愛媛大学教授)
「いのちのとりで裁判 判決に向けて」
弁護士・原告・支援者からの発言
- 原告、弁護団、支援者からの発言
- 総会(活動の振り返りと課題 会計)

全国的に勝訴判決続く 地裁 17勝 11敗 一直近は連勝

全国 29 地域・31 訴訟で、いのちのとりで裁判が闘われていますが、高裁含め原告側の 18 勝 14 敗となり、勝訴が多くなっています。

生活保護基準という国の制度の根幹となっている基準の決め方について、厚生労働大臣の裁量に逸脱・濫用があり違法だとする判決が相次いで、早期に解決することが求められています。

全国的には、愛媛を含めて 3 地裁判決が残されています。有終の美を飾り、早期に国の過ちを認めさせて、基準引下げを撤回させましょう。

優生保護・強制不妊の違憲判決

7 月 3 日最高裁において、旧優生保護法（～1996 年）による「不良の子孫の出生を防止する」とした障害者らへの強制不妊など措置が違憲だと国賠命令を出しました。

いま、歴史は個人の尊厳、人権を尊重すべきという方向に大きく動いています。いのちのとりで裁判でその流れをさらに強めましょう

いのちのとりで裁判全国アクション 判決一覧 (2024・6・13 時点)

1	2020 年 6 月 25 日	名古屋地裁	×
2	2021 年 2 月 22 日	大阪地裁(行政訴訟専門部)	○
3	2021 年 3 月 29 日	札幌地裁	×
4	2021 年 5 月 12 日	福岡地裁(「NHK 受診料」の誤字)	×
5	2021 年 9 月 14 日	京都地裁(「NHK 受診料」の誤字)	×
6	2021 年 11 月 25 日	金沢地裁(「NHK 受診料」の誤字)	×
7	2021 年 12 月 16 日	神戸地裁	×
8	2022 年 3 月 7 日	秋田地裁	×
9	2022 年 5 月 13 日	佐賀地裁	×
10	2022 年 5 月 25 日	熊本地裁	○
11	2022 年 6 月 24 日	東京地裁①(行政訴訟専門部)	×
12	2022 年 7 月 27 日	仙台地裁	○
13	2022 年 10 月 19 日	横浜地裁(行政訴訟集中部)	○
14	2023 年 2 月 10 日	宮崎地裁	○
15	2023 年 3 月 24 日	青森地裁	○
16	2023 年 3 月 24 日	和歌山地裁	○
17	2023 年 3 月 29 日	さいたま地裁	○
18	2023 年 4 月 11 日	奈良地裁	○
19	2023 年 4 月 13 日	大津地裁	×
①	2023 年 4 月 14 日	大阪高裁(大阪訴訟)	×
20	2023 年 5 月 26 日	千葉地裁	○
21	2023 年 5 月 30 日	静岡地裁	○
22	2023 年 10 月 2 日	広島地裁	○
②	2023 年 11 月 30 日	名古屋高裁(愛知訴訟)	◎
23	2023 年 12 月 14 日	那覇地裁	×
24	2024 年 1 月 15 日	鹿児島地裁	○
25	2024 年 1 月 24 日	富山地裁	○
26	2024 年 2 月 22 日	津地裁	○
③	2024 年 3 月 14 日	仙台高裁秋田支部(秋田訴訟)	×
④	2024 年 4 月 26 日	大阪高裁(兵庫訴訟)	×
27	2024 年 5 月 30 日	東京地裁②(行政訴訟専門部)	○
28	2024 年 6 月 13 日	東京地裁③(行政訴訟専門部)	○

○…処分取消し請求認容(原告勝訴) ×…請求棄却(原告敗訴) ◎は国賠も認容



県内の生活保護受給者が減額取り直しを求めた訴訟の結審を前に、松山地裁前を行進する原告や支援者ら。3 日午後、松山市一番町 3丁目

生活保護減額

原告ら違憲訴え結審

愛媛訴訟 松山市「適切」反論

2013年に厚生労働省が生活保護基準額を引き下げたのは違法だとして、松山市の受給者が市に取り直しを求めた訴訟の第32回口頭弁論が3日、松山地裁であった。原告側は、引き下げは厚生労働省の裁量権逸脱で「健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条」に反し、生存権を侵害すると主張。市側は適切な手続きに基づき判断されていると反論し、維持した判決は25年2月28日。

厚生労働省は1年、食費や光熱費削減は約970億円、医療費削減は約1000億円、物価下落率を踏まえたデフレ調整を3年間で最大10%押し下げることとした。一般の低所得世帯の消費支出は約300億円、一人あたり約10万円削減される。

原告側は、引き下げは厚生労働省の裁量権逸脱で「健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条」に反し、生存権を侵害すると主張。市側は適切な手続きに基づき判断されていると反論し、維持した判決は25年2月28日。

3日は青島 弁護団長が原告側を代表し、引き下げは専断的裁量に過ぎないとして、憲法25条に違反していると主張。市側は適切な手続きに基づき判断されていると反論し、維持した判決は25年2月28日。

原告 10年「命削られ生きて提訴」

生活保護受給者が基準額削減の「罰則」をしない、引き下げ取り直しを求めた訴訟が3日、松山地裁で結審された。原告は「10年、命削られ生きてきた」と訴え、市側は「適切な手続きに基づき判断されている」と反論し、維持した判決は25年2月28日。

原告側は、引き下げは厚生労働省の裁量権逸脱で「健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条」に反し、生存権を侵害すると主張。市側は適切な手続きに基づき判断されていると反論し、維持した判決は25年2月28日。

3日は青島 弁護団長が原告側を代表し、引き下げは専断的裁量に過ぎないとして、憲法25条に違反していると主張。市側は適切な手続きに基づき判断されていると反論し、維持した判決は25年2月28日。

第13回

いのちのとりで裁判愛媛アクション

定期総会

基調講演

いのちのとりで裁判地裁判決に向けて

— 裁判の意義と勝ち取ってきたこと —

いのちのとりで裁判愛媛アクション会長
愛媛大学副学長、愛媛大学法文学部教授

鈴木 静 (しずか)

専門は社会保障法。

2012年に生存権裁判をささえる愛媛の会をたちあげ
2013年からの生活保護基準引下げの審査請求と裁判
の支援に取り組む。

主な著書は、いのちのとりで裁判愛媛アクション・きょう
されん愛媛支部『だれ一人取り残さない社会保障をつく
る』(自費出版、2021年)など。



7.20 土

13:30-15:30

会場

参加費無料

愛媛県県民文化会館 別館第13会議室

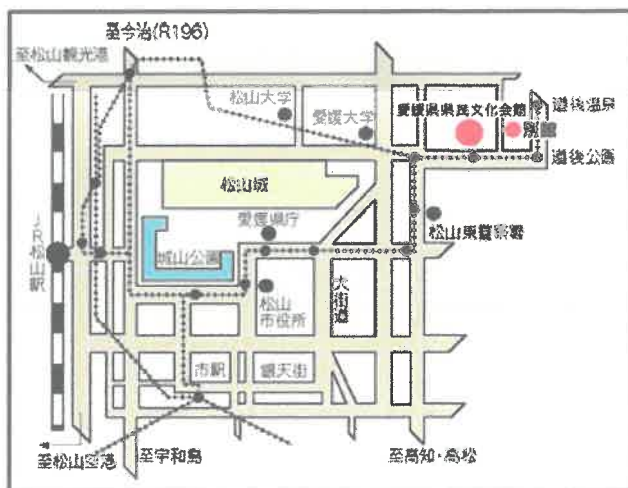
愛媛県松山市道後町2丁目9-14

進行

第1部： 基調講演

裁判を続けてきた思い (原告・弁護団・支援者)

第2部： 定期総会 (会員のみ)



たくさんの方のご参加をお待ちしています。

いのちのとりで裁判愛媛アクション

〒791-1102

愛媛県松山市来住町1091-1 愛媛民医連内(担当:坂本)

TEL : 089-990-8677

E-mail : sakamoto@ehime-med.org

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>





東京地裁で3戦3勝！

判決後に、裁判長の異例の発言



(報告集会で発言する原告・八木明さん(中央))

行政訴訟専門部で3連勝

2024年東京地方裁判所民事第3部(篠田賢治裁判長)は、生活保護引下げ違憲処分取消等請求事件について、生活扶助費減額処分の取消しを認める判決を言い渡しました。これは地裁判決で17例目、高裁を含めると18例目となる原告勝訴判決です。

東京地裁には行政訴訟専門部があり、今回で3例目の勝訴は、今後出される判決に影響を与えることになると考えられます。

デフレ調整は違法

判決では、引き下げ判断に際して厚生労働大臣が参照した家計調査に関して「価格下落率が過大評価された疑義がある」と指摘。「判断の過程および手続きに過誤、欠落がある」と結論づけました。

そして、この「デフレ調整」に過誤欠落がある以上、本件引き下げには厚労大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用があるとして、基準引き下げは違法だと判示したものです。

ただ、慰謝料請求を求める国家賠償請求については認めませんでした。

裁判長「不正受給などの問題は、基準改定の理由とはならない」

判決言い渡し後、篠田賢治裁判長は、異例の発言をしました。その内容は次の通りです。

①生活保護の不正受給などの問題は、仮にあったとしても、生活扶助の水準には無関係であり、基準改定の理由とはならない。

②相対的貧困率、貧困の連鎖等、多岐にわたる社会的問題が存在するが、これらの解決は司法ができることではない。本裁判所は、本件改定の一部に、統計等の客観的数値との合理的関連性がないと認定し、主文の判断をしたものであり、これら社会的問題とは直接関係しない。

③とはいえ、これらの問題点を解決し、未来に希望をもつため、下向きではなく上向きのベクトルを、生活保護受給者だけでなく全員が持ってほしい。それが国力にもつながる。行政機関の役割というだけでなく、原告、傍聴席のみなさん含む民間の人々の活躍に期待する。

原告「20年かけて勝ちとった判決」

判決後に開いた報告集会には150名以上が参加し、歓喜あふれる集会となりました。記者会見を終えて駆けつけた弁護団事務局長の田所弁護士が判決の内容を分かりやすく説明しました。

老齢加算廃止処分の撤回を求めた生存権裁判もたかってきた原告団長、98歳の八木明(やぎめい)さんも喜びの声を上げました。約20年越しの、初めて得た勝訴判決です。

いよいよ残るは3地裁。そして高裁、最高裁でのたたかいか続きます。早期の解決を図るため、引き続きのご支援をお願いいたします。

最高裁にあてた統一署名の開始 第9回総会・記念集会開催

活気あふれ感涙の記念集会

6月17日、いのちのとりで裁判全国アクションの第9回となる総会・記念集会を都内で開催いたしました。会場での参加は90名、オンラインでの参加は100拠点、約260名でした。

竹下義樹運営委員の開会挨拶の後、4日前に東京地裁で3連勝となる勝訴判決を得た東京の弁護士、原告からの報告を皮切りに、兵庫、愛知、大阪、神奈川、埼玉の原告や支援者から次々と決意を語りました。



(東京地裁の勝訴判決を報告する原告(中央)と弁護団)

社会の悪化を防いでいるのは原告！

フリージャーナリスト・安田浩一さんの基調講演は、取材してきた立場から、いのちのとりで裁判が歩んできた10年を振り返りました。在日コリアンへの差別行動が、生活保護にまつわるデマ(在日特権)から始まり、生活保護全体へのバッシングに飛び火していった経緯、それと同調するかのように全国の窓口不正受給密告奨励ポスターや警察OBの配置という行政による圧迫が進められた経緯を話しました。その流れをつくったのが、自民党国会議員による差別扇動でした。

厳しい状況のなか、社会が悪くなるのを阻止し、状況を良い方向に変えてきたのが、いのちのとりで裁判であるとし、原告らの努力を称えました。そして、原告に「ありがとう」と言いたいと強調しました。最後は米国の黒人

差別反対運動におけるローザ・パークスの「屈服することに闘って、あらがうことに疲れた」という言葉を引いて、「まだ疲れていない非当事者が声を上げ、立ち上がる時だ」という檄で締め括りました。



(基調講演の安田浩一さん)

最高裁でたたかう優生保護法訴訟の原告から

当会・弁護団は、優生保護法被害訴訟を兄弟訴訟と位置づけ、これまでも連携して取り組んできました。先に最高裁でたたかう優生保護法被害訴訟は、原告の声を大事にし、そして世論を広げるために最高裁あての統一署名に取り組んできました。

東京訴訟原告の北三郎さんからは被害の実態や思い、原告としての決意、支援者の松本多仁子さんからは最高裁にあてた署名活動の具体的な取組みと、33万筆を最高裁に届けたことが報告されました。そして7月3日の判決日には、裁判所に多くの人が集まってほしいと強調しました。

統一署名に取り組むことを行動提起

小久保事務局長による行動提起では、10年間の裁判を振り返るとともに、優生保護法裁判に学んで、最高裁に向けた全国統一署名を全力で取り組むこと、そして生活保護を本当の権利にし、早期解決を求めて手をつなごうと呼びかけました。

早期解決を目指して

記念集会には、日本共産党・宮本徹衆院議員、倉林明子参院議員、立憲民主党・打越さく良参院議員（以上、到着順）が会場に来られ、原告はじめ参加者を激励しました。また、れいわ新選組・天島大輔参院議員からは熱いメッセージが寄せられました。

閉会挨拶で、稲葉剛共同代表から、生活保護を権利にするための活動の重要性と早期解決をめざして力を合わせようと訴えました。



（閉会挨拶をする稲葉剛共同代表）

第9回総会では世論を喚起するための議論

引き続き開催された総会では、2023年度総括および決算、2024年度方針および予算、役員等人事が提案され、満場一致で承認されました。

とりわけ2024年度は最高裁にあてた統一署名を集める活動に力を入れることが確認されました。大きな集会での署名集めや、記録映画づくりに取り組んでは、という意見も出され、事務局や運営委員会で相談しながら進めることになりました。

原告へ「おつかれさま、これからも共に」

10年にもおよぶ裁判であることから、総会の最後に会場参加の原告らに「おつかれさま、これからも共に」とメッセージ付きのプレゼントが渡されました。

プレゼントを渡したのは、各地域の弁護士、支援者です。普段顔をあわせている弁護士、支援者からの、慰労の言葉をかけられて、原告の皆さんは照れ臭そうに受け取っていたのが印象的でした。

全国でとりくもう！

最高裁にあてた統一署名

原告の決意

大阪訴訟原告の

新垣敏夫さん



大阪地裁での勝利は、この問題に一石を投じることができたと感じていました。しかし高裁での思わぬ敗訴に、言葉も出ませんでした。今は、最高裁での勝訴のために、何でもやろうと決意しています。

■なぜ署名を集めるの？

すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

■最高裁判所に求めること

人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

■各地の支援する会がとりくむこと

いのちのとりにて裁判全国アクションのホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷して、地域の集会や街頭等で署名を集めてください。集まった署名は、全国生活と健康を守る会連合会に送ってください。

【署名の送付先】

全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO
ビル 3F

国が依拠する最高裁判例解説を書いた 岡田裁判長も違法と断罪

東京地裁行政専門部で2例目の勝訴判決

2024年5月30日、東京地裁民事第51部（行政専門部）で2例目の原告勝訴判決が言い渡されました。この訴訟は、東京都中野区在住の保護利用者の方1人が原告となって行われていたものでした。当会は本判決を機に、この個人訴訟を知りました。原告、弁護団に心から敬意を表します。

高齢加算訴訟最高裁判決の担当調査官として

裁判長の岡田幸人裁判官は、高齢加算訴訟最高裁判決の担当調査官として、その判例解説を書いた人物です。その解説が、国の広い裁量を認めるような内容であったことから、国側は、岡田解説を繰り返し引用し「錦の御旗」のように依拠してきました。その岡田元調査官が自ら国の主張と異なる判断を示したことの意味には極めて重いものがあります。

判決は東京地裁(清水判決)と同一路線

判決の内容を見ると、まず、規範部分では、勝訴判決ラッシュの流れをつくった2022年6月24日の東京地裁（清水知恵子裁判長）判決と同一線にある判断を示しています。清水判決には大変な説得力があり、その後の勝訴判決ラッシュの流れを作りましたが、清水判決の正しさが岡田判決によっても認められたということになります。しかも、岡田判決も、「財政事情」を考慮できるのは、基準が最低生活の需要を超えていて引下げが容認される場面であることを明確にしています。



国側も無視することができない判決の説得力

岡田判決は、あてはめ部分の「デフレ調整」の個別論点については、一定の留保をつけながらも「ひとつだけでは違法事由とはいえない」という趣旨の抑制的な判断を積み重ねていきます。これは、国側の主張やこれを鵜呑みにした請求棄却判決への配慮を示したものとと言えます。

そのうえで最後に、留保してきた事情が「複合的、重疊的に存在」することを再度振り返り、「生活保護世帯と一般世帯の消費構造の違い」というキーポイントをしっかりと押さえて総合考慮することで国が独自の物価指数である生活扶助相当CPIに基づき主張する「4.78%の可処分所得の相対的・実質的増加」につき、「保護受給世帯の可処分所得の相対的、実質的な増加を正確に表すものであるとはいいい難く、また、保護受給世帯に影響した実際の物価変動率よりも下落幅が大きく算出されている可能性が無視し得ない程度に高い」として違法判断を導いているのです。

国側に迎合的で慎重姿勢に流れようとする裁判所からみても無視することができない説得力のある内容になっていると言えます。

担当弁護士と連携協力を確認

本判決が今後の判決や訴訟全体に与える影響は極めて大きいと考えられます。現在、大阪訴訟、愛知訴訟がいずれも最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）に係属していますが、担当する最高裁調査官（つまり岡田元調査官の後輩たち）に対しても強烈なメッセージになるはずです。

いのとり弁護団は、判決後直ちに担当弁護士の方と連絡を取り、今後の連携協力を確認し合うことができました。

<いのちのとりに裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年会費をお振り込みください。

年会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座) ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりに裁判全国アクション

他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408 読み ヨンゼロハチ 【店番】408

【積金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)

③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを

ご記入の上、いのちのとりに

裁判全国アクション事務局まで

FAX(06-6363-3320)してください。